

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目次

- 一 人委規則
- 二 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 二 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 二 勤務一時相当りの給与額に関する規則の一部を改正する規則
- 二 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 二 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 三 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 三 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 三 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 四 職員退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 五 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 五 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 六 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 六 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 七 人委告示
- 七 級別職務区分表に関する告示の一部改正



特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第二条第二項の規定により定められていた同日におけるその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第二条第二項の規定により定められているその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第二条第二項の規定により定められていた同日におけるその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除し、これに同条第二項の規定により定められているその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第五条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、職員給与条例第十二条の三第一項に

規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第二条第二項の規定により定められていた同日におけるその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、職員給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額に」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第二条第二項の規定により定められているその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額に」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、職員給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第二条第二項の規定により定められていた同日におけるその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除し、これに同条第二項の規定により定められているその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関する規則（平成六年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。
附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日
山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「得た時間数」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員又は学校職員にあつては、その時間数に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）以下「職員勤務時間条例」という。）第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間数）」を加え、第二項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）」を「職員勤務時間条例」に、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）」を「学校職員勤務時間条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中、「。以下「職員給与条例」といつ。」を削る。

第十九条第一項第四号中、「第十四号」を「第十六号」に改める。

第十九条の二第一項第一号イ中、「。以下「学校職員給与条例」といつ。」を削り、同号口中、「学校職員勤務時間条例第三条第七項」を「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第三条第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項第一号ロの改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第四条第一号イの項中

企画監	一万五千元
企画監	五千元

を

室次長	一万五千元
室次長	五千元

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中、「第七条第三項」の下に、「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号。以下「育児休業条例」といつ。）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第三号イ中、「第五条第四項」の下に「（育児休業条例第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中、「第五条の二第二項」を「第七条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」といつ。）をしている職員

第五条の四第二項中、「給料月額に乗ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で人事

委員会規則で定める」に改め、同項第一号中「同項第三号」を「同項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。
 第六条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（職員給与と条例の適用を受ける職員にあつては育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた職員給与と条例第五条第三項に規定する算出率をいい、学校職員給与と条例の適用を受ける職員にあつては育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた学校職員給与と条例第七条第三項に規定する算出率をいう。第十二条第二項第八号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第六条第二項第一号の次に次の一号を加える。
 二 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第八条第五号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第五条の第二項」を「第七条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二条第一号から第四号まで」を「第二条第三号から第五号まで」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 休職にされている職員（第六条第三項に規定する公務傷病等による休職者を除く。）

第十二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

七 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員、育児・介護休業法第五条の規定により育児休業をしている公益法人等派遣職員又は第二条第九号に掲げる職員として在職した期間

八 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

別表第一任期付職員条例第七条第一項の給料表の項中「以上の給料月額」を「以上の号給」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」

に改め、同表任期付研究員条例第五条第一項の給料表の項中「以上の給料月額」を「以上の号給」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月三十一日 山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務をとることを要しない期間」の下に「又は同法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当する

ものを除く。)により現実に職務をとることを要しない期間」を加え、同条第二号中「限る。)」の下に「又は育児短時間勤務(同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)をいう。)により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による勤務をすることになった職員を含む。 以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

第七条の二第二項中「第二号第二項」を「第二号第二項又は第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六条第一項又は」に改め、「定められた」の下に「育児短時間勤務職員等又は」を、「時間数を、」の下に「当該育児短時間勤務職員等又は」を加え、同条第二項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。)」に改める。

第八条第一項第四号中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 条例第十二条第一項第三号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。)のうち短時間勤務職員等以外の職員 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 当該年の初日に新たに条例の適用を受ける職員となった場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日

数が二十日を超える場合にあつては、二十日)を加えて得た日数

ロ 当該年の中途において新たに条例の適用を受ける職員となった場合 イに定める日数から、条例の適用を受ける職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)

第八条第四項第二号及び第三号中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条第五項中「前項第一号に掲げる」を「前項第一号ロに規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の二 当該年の中途において、育児短時間勤務の承認を受けたことその他の事由により勤務の日又は時間帯に変更があつた場合の当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数については、第七条の二第一項、前条第一項第一号、同条第四項第一号及び第二号並びに同条第五項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める日数とする。

第十条第二項及び第三項並びに第十三条第四項中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「理事 部次長」を「局長 理事 部次長 局次長」に、「民間空港再開推進室及び国体準備室」を「及び民間空港再開推進室」に改め、「指導監査室」の下に、「地域医療推進室」を加え、「看護部の副部長」を「看護部の副部長及び看護師長(医療安全推進担当のものを除く。)」に改め、

松 光 園 園長

を削り、「副

部長 分場長 試験場長 農場長」を「副部长」に改め、同表教育委員会の事務局等の項中「福利課の主査（課の事務を総括するものに限る。） 義務教育課」を「義務教育課」に、「人事班及び各分室」を「及び地域支援・人事班」に改め、「分室長」を削り、

教育研修所	所長 次長
-------	-------

を

やまぐち総合教育支援センター	所長 次長 総務課長
----------------	------------

に改める。

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「あつては、」を「あつては」に、「第三条第二項」を「。以下「勤務時間条例」という。（第三条第三項」に改め、「得た数を」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「任命権者」を「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第三条第一項中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同条第二項中「任命権者」を「教育委員会」に改め、同条第三項中「任命権者」を「教育委員会」に、「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「任命権者」を「教育委員会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた学校職員（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった学校職員を含む。以下「育児短時間勤務学校職員等」という。）には適用しない。

第四条第一項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、職務の特殊性その他特別の事由によりこれにより難しい場合にあっては、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする十六週間後の日までの期間とする。

第四条第二項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同条第三項中「任命権者」を「教育委員会」に、「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同条第四項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第五条第二項及び第三項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第七条第一項中「任命権者」を「教育委員会」に、「第三条第四項から第六項まで」を「第三条第五項から第七項まで」に改め、同条第二項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第八条第二項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第八条の二第一項中「第三条第二項（）」を「第三条第二項又は第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第二十六条第二項又は）」に改め、「定

められた」の下に「育児短時間勤務学校職員等又は」を、「時間を数、」の下に「当該育児短時間勤務学校職員等又は」を加え、同条第二項中「短時間勤務学校職員」を「育児短時間勤務学校職員等及び短時間勤務学校職員（以下「短時間勤務学校職員等」という。）」に改める。

第九条第一項第四号中「短時間勤務学校職員」を「短時間勤務学校職員等」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 条例第十二条第一項第三号に掲げる学校職員（次号に掲げる学校職員を除く。）のうち短時間勤務学校職員等以外の学校職員 次イ又はロに掲げる場合の区分に
心じ、当該イ又はロに定める日数

イ 当該年の初日に新たに条例の適用を受ける学校職員となつた場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数

ロ 当該年の中途において新たに条例の適用を受ける学校職員となつた場合 イに定める日数から、条例の適用を受ける学校職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

第九条第四項第二号及び第三号中「短時間勤務学校職員」を「短時間勤務学校職員等」に改め、同条第五項中「前項第一号に掲げる」を「前項第一号ロに規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 当該年の中途において、育児短時間勤務の承認を受けたことその他の事由により勤務の日又は時間帯に変更があつた場合の当該変更の日以後における学校職員の年次有給休暇の日数については、第八条の二第一項、前条第一項第一号、同条第四項第一号及び第二号並びに同条第五項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める日数とする。

第十一条第二項及び第三項並びに第十四条第四項中「短時間勤務学校職員」を「短時間勤務学校職員等」に改める。

第十六条から第十八条まで、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第二十二条中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に、「任命権者」を「教育委員会」に改める。

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表三級の項中「女性判定員（特に認めるもの）」を「女性判定員（特に認めるもの）」に改め、同表四級の項中「児童福祉司」を「児童福祉司 児童自立支援専門員」に改め、同表四級の項中「児童福祉司」を「児童福祉司 児童自立支援専門員」に改め、「松光園長」を削り、「盲学校事務長、聾学校事務長、田布施養護学

校事務長、防府養護学校事務長、山口養護学校事務長、宇部養護学校事務長及び豊浦養護学校事務長」を「田布施総合支援学校事務長、防府総合支援学校事務長、山口南総合支援学校事務長、山口総合支援学校事務長、宇部総合支援学校事務長、下関南総合支援学校事務長及び豊浦総合支援学校事務長」に、「教育研修所総務課長」を「やまぐち総合教育支援センター総務課長」に改め、同表六級の項中「主任検査監」を「徴収監 主任検査

監」に改め、「県税事務所徴収監」及び「義務教育課分室長」を削り、「盲学校事務長、聾学校事務長、田布施養護学校事務長、防府養護学校事務長、山口養護学校事務長、宇部養護学校事務長及び豊浦養護学校事務長」を「田布施総合支援学校事務長、防府総合支援学校事務長、山口南総合支援学校事務長、山口総合支援学校事務長、宇部総合支援学校事務長、下関南総合支援学校事務長及び豊浦総合支援学校事務長」に、「教育研修所次長」を「やまぐち総合教育支援センター次長」に改め、同表七級の項中「本庁部次長」を「本庁部次長 国体・障害者スポーツ大会同次長」に改め、同表九級の項中「本庁部長」を「本庁部長 国体・障害者スポーツ大会局長」に改める。

公安職給料表級別職務区分表五級の項中「少年事件捜査指導官」を「少年事件指導官」に改め、同表七級の項中「公安委員会補佐室長」を削り、「警察学校副校長」を「警察学校副校長 公安委員会事務官」に、「少年事件捜査指導官」を「少年事件指導官」に改める。

「農林総合技術センター農業技術部徳佐寒冷農林総合技術センター農業技術部萩相きつ農林総合技術センター農業技術部美東原種

平成二十年三月三十一日印刷
二十年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

地分場長
試験場長
農場長
長(特に認めるもの)
場長(特に認めるもの)
長(特に認めるもの)
(特に認めるもの)
長」に、「農林総合技術センター企画情報室調整監」を「農林総合技術センター調整監」に改める。

「農林総合技術センター農業技術部徳佐寒冷地分場
農林総合技術センター農業技術部大島柑きつ試験場
農林総合技術センター農業技術部萩柑きつ試験場
農林総合技術センター農業技術部美東原種農場

医療職給料表(一)級別職務区分表三級の項中「主幹」を「本庁室次長」に改める。